

御見積書

見積番号
作成日

様

下記の通りお見積もり申し上げます。
何卒、御用命下さいます様御願ひ申し上げます。

御見積金額 ￥ -

税抜合計金額 ￥ -

消費税(10%) ￥ -

太陽ハウジング株式会社

代表者名
郵便番号 〒472-0055
住 所 愛知県知立市鳥居三丁目3-12
電 話 0566-83-5555 F A X 0566-83-5558
フリーダイヤル
E-mail
担 当 高瀬 昌己

発注者

様 印

物件名称	
物件住所	
工事予定	打ち合わせによる。
支払条件	打ち合わせによる。
有効期限	提出後1カ月以内とする。
別途工事	
備考	

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約内容が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合^(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・契約約款を充分お読み下さい。

(注) 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

I 契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

①「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア) お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ) 壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）又は、3,000円未満の現金取引

②上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

II 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合、

①請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

②契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

③契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

*尚、通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間は契約の解除が可能になる場合があります。

